

# 公 募 要 領

## I はじめに

Earth hacks 株式会社（以下、「当社」という。）は、神奈川県から「かながわ脱炭素アクション創出事業」を委託されています。このたび、当該事業を実施するにあたり、小売事業者等が主に現在運用しているポイントシステムを活用して脱炭素型商品等を選択・購入した消費者に対するポイントである「脱炭素ポイント」の付与を行うとともにその効果検証に協力する事業者（以下「ポイント付与事業者」という。）を募集します。

本事業への参加を希望される事業者におかれましては、本公募要領をよくお読みいただき、応募をいただきますようお願いいたします。

なお、本事業のポイント付与事業者に採択された場合は、事業実施前に実施店舗でのポスターの掲示、脱炭素ポイント付与の実施、付与した脱炭素ポイントの根拠資料の提出などを行っていただきます。

## II 本事業について

脱炭素社会の実現に向けて、神奈川県では、2050年にCO<sub>2</sub>ネットゼロの実現、その過程で2030年までに温室効果ガス排出量をおおよそ半減する目標を掲げています。人口や世帯数が多い神奈川県で、この目標を達成するためには、家庭・産業・業務・運輸の各部門でできる限りの対策を進めることが重要です。

そこで、神奈川県において、脱炭素型の消費行動に追加的にポイントを付与する取組を通じて、県民の脱炭素への意識改革・行動変容の促進、脱炭素につながる商品やサービスを提供する事業者の支援を行います。

本事業は、脱炭素につながる商品・サービスの選択を促進するため、小売事業者等が現在運用しているいわゆる買上ポイントシステムを活用し、CO<sub>2</sub>排出が少ない商品やサービスを購入した消費者に対してポイントを上乘せして付与する事業者を募集、これら事業者に対して上乘せ付与分のポイント発行原資を神奈川県が充当するものです。

## III 参加資格

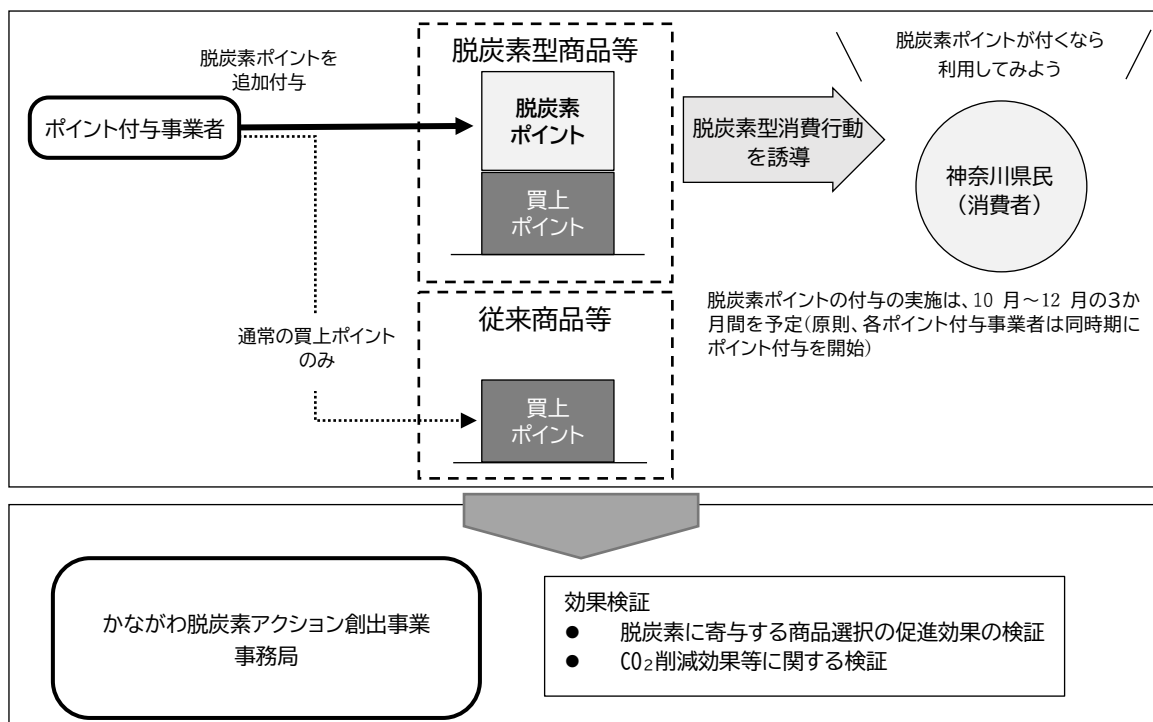
- (1) 応募事業者において、自社のポイント（複数の事業者が用いる共通ポイントを含む）制度を有していること。ただし、脱炭素ポイント付与において自社のポイント制度が利用できない事業者においては、連携可能なポイントプログラムを事務局にて準備可能。
- (2) 本事業の趣旨をご理解いただき、「V ポイント付与事業者の実施内容」に記載する項目（脱炭素ポイントの付与、効果検証等）にご協力いただける事業者であること。
- (3) 県内の店舗等において、ポイント付与を実施することができる事業者であること。ただし、インターネットを活用する販売事業者については、県内に店舗や事業所を有していない場合でも、神奈川県在住の方のみを対象にポイント付与を実施することができる場合は、参加資格を有することとする。

#### IV 脱炭素ポイントの付与のイメージ

本事業による脱炭素ポイントの付与のイメージは、以下のとおりです。

なお、脱炭素ポイントの付与の対象となる商品・サービス（脱炭素型商品等）については、原則、ポイント付与事業者の提案をもとに決定します。

脱炭素ポイントの付与のイメージ



- ※ 事務局は、効果検証に必要なデータや資料（販売実績、ポイント付与数、ポイント付与人数等）の提供を受けたのちに、ポイント付与事業者が付与した脱炭素ポイントの支払い原資として、1事業者あたり原則250万円（事業者数に応じて変動の可能性あり）を上限として、脱炭素ポイントの原資充当金を支払います。脱炭素型商品等の価格や想定販売数、対象店舗数により250万円を超える原資が必要と判断される場合は、応募前に事務局に個別にご相談ください。
- ※ 事務局において、事業者のポイント付与の見込みを聴取したうえで、ポイント付与期間中のポイント付与額が、神奈川県からの原資充当金の額に満たないと判断した場合には、当該事業者の原資充当金をポイント付与見込額まで減額することがあります。

## V ポイント付与事業者の実施内容

本事業では、(1)～(11)に記載している各項目を実施していただくことになります。

### (1) 脱炭素型商品等の選定

ポイント付与事業者が販売等を行う商品・サービスから、脱炭素ポイントの付与対象とする「脱炭素型商品等」を選定してください。「脱炭素型商品等」は、従来の商品やサービス等と比較して、生産・流通・使用等の過程でCO<sub>2</sub>排出が少ないもの（CO<sub>2</sub>削減効果が高いもの）である必要があります。「脱炭素型商品等」のCO<sub>2</sub>削減効果の算出が出来ない場合は、事務局でサポートしますのでお問合せください。

対象となる「脱炭素型商品等」のイメージの例を次に示します。想定される商品等が「脱炭素型商品等」に当てはまるかどうか不明な場合は、事務局にお問合せください。

脱炭素ポイントの付与対象となる脱炭素型商品等のイメージ(例)

		商品等	関連行動	
製品	食品	生鮮品等	地産地消の野菜・肉・魚、地産地消食材を使用又は店内加工した惣菜、有機野菜、その他生産や運送の過程でCO <sub>2</sub> 排出を減らした商品	量り売り、当日消費期限商品の購入、マイ容器の利用
		加工品	個包装してないお菓子、代替肉製品、ラベルレスのPET 飲料水、リサイクル素材の容器	量り売り、てまえどり、マイボトル・マイ容器の利用、包装の断り、缶・ペットボトル・トレイの回収ボックスへの持込み、カトラリー辞退
	非食品	日用品	詰め替え製品、紙容器入りの物、プラスチック代替素材製品、使い捨てでない製品、再生紙トイレットペーパー、布の傘、植物油インキ使用のパッケージ商品	量り売り、容器の返却・回収ボックスへの持込み、傘シェアリング
		化粧品	詰め替え製品、受賞品（サステイナブルコスメアワード等）	容器の返却・回収ボックスへの持込み
		衣料品	リサイクル素材の服、オーガニック100%の服、リユース品	不要な衣料品の回収ボックスへの持込み、クリーニングハンガーの持込み
		電化製品	省エネラベルの星が多い電化製品、LED 照明	
サービス	移動・輸送	カーシェアでのEV 利用、車から鉄道への利用	（電車本数の削減につながる）昼間・夜間遅め等ラッシュ時間帯以外の乗車	
	外食・飲食	地元産の食材メニュー	紙ストローの利用、食べきり、食べ残しのマイ容器での持ち帰り、マイボトルの利用	
	旅行・観光	CO <sub>2</sub> 排出量の少ないホテルでの宿泊	アメニティやリネン類交換・清掃の断り	

	電力	再エネ電力の使用	
--	----	----------	--

※上表はあくまでイメージです。脱炭素効果のある商品・サービスであり、効果測定が可能であれば、例として挙げた商品等以外も脱炭素ポイントの付与対象とすることができます。

※関連行動に関しても、脱炭素ポイントの付与対象とすることができます。

## (2) 脱炭素ポイントの付与割合の設定

ポイント付与事業者は、選定した脱炭素型商品等に対して、脱炭素ポイントの原資充当金（付与した脱炭素ポイントの支払い原資。1事業者あたり250万円（事業者数に応じて変動の可能性あり）を上限。）を勧案の上、脱炭素ポイントの付与割合を設定してください。なお、脱炭素ポイントの原資充当金の上限額について、事業者の選定結果等により、脱炭素ポイントの付与原資総額内で減額する場合があります。

また、本事業実施期間中に脱炭素ポイントの原資充当金が終了した場合は、自社負担でポイント付与を行い、本事業を継続してください。ただし、事務局において、他のポイント付与事業者で脱炭素ポイントの付与見込額が、付与期間中において原資充当金の額に満たないと判断した場合、各社調整のうえ、神奈川県からの充当金を加算する場合があります。

## (3) 脱炭素ポイントの付与の実施にあたっての準備

ポイント付与事業者は、必要に応じて、ポイント管理システムへの脱炭素ポイントの上乗せに必要な設定変更の事前準備をしてください。

## (4) 事業実施前の脱炭素普及啓発

事務局にて「消費行動における脱炭素普及啓発ポスター」を作成する予定です。作成後は本事業実施前（8月上旬～9月下旬を想定）に各事業者の実施店舗にてポスターを掲示（デジタルサイネージ等含む）してください。

## (5) 事業実施に伴う効果的な周知・PR

本事業を通してより多くの消費者の意識改革・行動変容へと繋げるため、消費者に対して、啓発イベント・キャンペーン、ホームページ、売場でのPOPやチラシ・ポスターなどにより、脱炭素型商品等の情報発信のご協力をお願いいたします。

また、脱炭素型商品等が、どのように脱炭素に寄与するのかを消費者に対してわかりやすく伝えるようにPOPや掲示物を作成して売場に設置するなど工夫して行ってください。

さらに、ポイント付与を実施する店舗従業員に対しても、消費者からのお問合せがあることを想定し、本事業の趣旨を十分ご理解いただけるように周知・啓発を実施してください。

なお、事務局では、ポイント付与事業者間で統一的に活用する啓発資材（啓発ポスター、チラシ等）を製作するほか、デジタルスタンプラリー等のポイント付与事業者間での横断的な企画を実施する予定です。

## (6) 脱炭素ポイントの付与の実施

令和8年10月上旬～12月下旬(予定)の3か月間の期間に、脱炭素型商品等の購入者に対し、脱炭素ポイントの追加的な付与を実施してください。また、付与する脱炭素ポイントは、自社のポイントとして付与してください。

なお、開始時期については、ポイント付与事業者が極力、同時期にポイント付与を開始できるよう事務局で調整を行います。

また、終了時期については、効果検証や脱炭素ポイントの精算に時間を要するため、ポイント付与事業者の応募内容をもとに、事務局で調整を行う場合があります。

上記の実施期間以外での実施を検討されている場合は、事務局にご相談ください。

#### (7) 効果検証のためのデータや資料提供

脱炭素型商品等の選択の促進効果やCO<sub>2</sub>削減効果等に関する検証を行う上で、ポイント付与期間中、1か月に1回程度必要な下記のデータや資料の提供をお願いします。

##### 【必ずご提供いただくデータや資料】

- ・ 事業を通じて、脱炭素ポイントを付与した累積延べ人数
- ・ 脱炭素ポイントの発行総数
- ・ 脱炭素ポイントの付与対象商品・サービスの月別販売個数の実績データ(ポイント付与期間中及びポイント付与していない期間(前年同期間・脱炭素ポイント付与事業終了後1か月程度等))
- ・ 比較対象となる商品・サービスの月別販売個数等の実績データ(ポイント付与期間中及びポイント付与していない期間(前年同期間等))
- ・ 脱炭素型商品等を購入した際のCO<sub>2</sub>削減量を算定するために必要となるデータ

##### 【提供が可能な場合、ご提供いただくデータや資料】

- ・ 脱炭素ポイント付与の実施店舗以外の比較対象となる店舗における脱炭素ポイント付与対象商品・サービスの月別販売個数の実績データ(ポイント付与期間中及びポイント付与していない期間(前年同期間等))
- ・ 脱炭素ポイント付与の実施店舗以外の比較対象となる店舗における比較対象となる商品・サービスの月別販売個数等の実績データ(ポイント付与期間中及びポイント付与していない期間(前年同期間等))
- ・ 日別の各実績データ

なお、事務局では、提供いただいた脱炭素型商品等の販売実績等に基づき、脱炭素型商品等の選択促進効果やCO<sub>2</sub>削減効果を検証します。効果検証に伴い、事務局からデータや資料を追加で求める場合がありますので、ご承知おきください。

#### (8) 店頭等での実施状況の報告

店頭等での実施状況(事業実施前のポスターや事業実施期間中のPOPを取り付けた売場の状況、来店者や従業員の声等)を1か月に1回程度、事務局にご報告ください。いただいた内容は、制度の効果的な普及方策の検討等に活用します。

(9) 消費者への意識調査に関する協力

脱炭素ポイント付与の消費者の反応や評価を把握するため、事務局で「環境に配慮した消費行動に関わるアンケート調査」を行います。アンケート回答を行うことができる二次元バーコードを記載したPOP等によるWebフォームへの誘導やアンケート用紙の配布等への協力をお願いします。

(10) 脱炭素ポイントの精算に必要な資料の提出

脱炭素ポイントの原資充当金の支払いに必要な精算書類の提出をお願いします。(精算書類は、脱炭素型商品等の販売個数が把握できるPOSデータ等の取りまとめ表を予定しています。詳細は採択後にお知らせします。)

なお、ポイント付与事業者の自社ポイント(複数の事業者が用いる共通ポイントを含む)システムを利用し、通常時に付与するポイント(買上ポイント)に上乗せして付与する脱炭素ポイントのうち、事務局からの充当の対象となるポイントは事務局が認めたものに限りま

脱炭素ポイントの精算のために提供いただくデータや資料(必須)

- ・ 対象商品の販売個数、販売額
- ・ 各対象商品のポイント付与数

(11) 定例意見交換会への参加

脱炭素ポイントの県民への周知方法や効果的かつ持続的な仕組み、及び脱炭素に資する取組や消費行動等についての県民理解を促進する効果的な普及啓発について、ポイント付与事業者同士で意見交換を行う、意見交換会への参加をお願いします。

(参考) 事業実施スケジュール

項目	令和8年								令和9年					備考
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
公募期間		←→												・応募書類の提出期間 令和8年7月3日(金)午後5時まで
審査会			△											・7月下旬を予定
採択			△											・7月下旬を予定
事前普及啓発				←→										・店舗にてポスター貼付予定
実施準備				←→										・7月下旬～9月下旬を予定
脱炭素ポイントの付与期間(3か月)						←	10月上～12月下旬(予定)	→						・ポイント付与事業者が統一的に活用する啓発資材の製作・提供(事務局) ・デジタルスタンプラリー等の実施
消費者への意識調査						←		→						・事務局作成のアンケート調査の協力
効果検証等のデータ提供						←		→						・随時(脱炭素ポイント付与事業終了後、1か月程度まで)
店頭等での実施状況の報告						←		→						・随時
原資充当金の支払い									←	→				・2月上旬～3月上旬を予定
意見交換会					△		△			△				

## VI 応募について

### 1 応募に必要な書類

- (1) 応募申込書
- (2) 会社案内等（任意様式）
- (3) 自社ポイントの説明チラシ等（任意様式）

### 2 応募書類の提出期間

令和8年7月3日（金）午後5時まで

### 3 応募書類の提出先・提出方法

提出先：かながわ脱炭素アクション創出事業 事務局

〔 神奈川県からの委託先： Earth hacks 株式会社 〕

提出方法：原則、以下の e-kanagawa 電子申請（電子申請システム）にて、事務局までご提出いただけますようお願いいたします。

【e-kanagawa 電子申請（電子申請システム）】

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=126589](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=126589)

※e-kanagawa 電子申請（電子申請システム）の送信が難しい場合は、次の電子メールアドレスに送付をお願いします。

送信先メールアドレス：kanagawaco2co2@earthhacks.co.jp

なお、メール件名は、「かながわ脱炭素ポイント応募（事業者名 ○○○）」として頂きますようお願いいたします。

### 4 質問・問合せ先

質問・お問合せは、原則電子メール

（送信先メールアドレス：kanagawaco2co2@earthhacks.co.jp）でお送りください。

※ 質問・問合せ時のメール件名は「かながわ脱炭素ポイント事業の応募について問合せ（事業者名 ○○○）」とし、○○の部分に事業者名をご記入してください。

### 5 採択

令和8年7月下旬に、外部有識者等から構成される選定委員会において、応募申込書の内容をもとに書類審査を実施し、採択事業者を12事業者程度選定します。

## VII ポイント付与事業者の選定

### 1 審査方法

以下の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会において、応募申込書の内容をもとに書類審査を行い、採択事業者を選定します（12事業者程度）。

## 審査基準及び配点

審査項目	内 容	配点
①温室効果ガス排出量削減効果	・脱炭素ポイントの発行対象とする脱炭素型商品等は、実際に温室効果ガス排出量削減効果があり、その効果が大きいか	15 点
②脱炭素ポイント付与割合の妥当性	・ポイント付与割合が過大・過小でないか ・脱炭素商品等に対するポイント付与の考え方は適切か	10 点
③対象商品設定・販売見込みの妥当性	・ポイント付与充当金が十分活用できるだけの対象商品が設定されているか ・販売見込みの設定が妥当か	10 点
④行動変容の促進効果	・脱炭素ポイント発行対象とする脱炭素型商品等の選択につながる周知・PR 方法であり、その効果が大きいか	15 点
⑤店舗従業員への周知啓発	・本事業の必要性を認識し円滑なポイント付与ができるような内容が具体的に示されているか	15 点
⑥効果検証	・脱炭素型商品等の選択促進効果や CO <sub>2</sub> 削減効果をより詳細に検証するため、5 ページに示す必須データ以外に追加で提供できるデータや資料があるか 例：脱炭素ポイントの付与対象商品・サービスの月別販売金額の実績データなど	5 点
⑦継続性・発展性	・ポイント発行店舗や対象品・サービスの拡大が見込めるか ・脱炭素ポイント付与の取組みに関する継続（自走化）意思があるか	20 点
⑧実施体制	・事業実施可能な体制があるか ※事業実施前のポスター掲示等含む	5 点
⑨自社のポイント制度	・自社のポイント（複数の事業者が用いる共通ポイントを含む）制度を有しているか ※自社のポイント制度が利用できない事業者においては、連携可能なポイントプログラムを事務局にて準備可能	5 点
合計		100 点

## 2 審査結果

審査結果は採択の有無に関わらず、応募いただいた全応募者に通知いたします。

## 3 ポイント付与事業者と事務局間の手続き

ポイント付与事業者に選定された者と事務局との間で協議を行い、本事業に関わる協定を締結いただきます。（8～9月頃を想定）